



国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所

観光と COVID-19 に関する共同声明 ～UNWTO と WHO は責任と調整を呼びかけ～

2020年2月26日付 UNWTO 本部発表の和訳です。

原文はこちらから：<https://www.unwto.org/news>

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し続けているため、世界保健機関（WHO）と国連世界観光機関（UNWTO）は、旅行・観光セクターの新型コロナウイルスへの対応について指導・助言するに当たって、協力することを約束します。

2020年1月30日、世界保健機関（WHO）の事務局長は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言し、一連の暫定勧告を発行しました。その際、WHO は最新の入手可能な情報に基づき、旅行や貿易を制限することについては勧告しませんでした。

新型コロナウイルスに関する科学的知識を迅速に深め、同ウイルスの拡大と毒性をモニタリングし、各国・国際社会において人々の健康を守りこの緊急事態の拡大を防止するための方策に関して助言を与えるために、WHO は世界的な専門家、各国政府、関係者と共に緊密に協力しています。

協力することが重要

観光セクターは、人々とその幸福を第一に考え全力で取り組んでいます。同セクターが新型コロナウイルスを効果的に封じ込めるに当たっては、国際協力は必要不可欠です。UNWTO と WHO は、各国において、国際的な交通や貿易への不必要な干渉を最小限に抑えて、確実に公衆衛生上の対策が実施されるよう、他の関係者と共に緊密な協議を行っています。

World Tourism Organization (UNWTO) Regional Support Office for Asia and the Pacific
- A Specialized Agency of the United Nations

Silkia Nara 2F, Sanjo-honmachi, Nara, 630-8122, Japan Tel: +81(742)30-3880 Fax: +81(742)30-3883 Email: info@unwto-ap.org

観光セクターの対応は、WHO の全体的な指導と推奨事項に沿って、観光のバリューチェーンのすべて（公的機関、民間企業、観光客）を含む地域のリスク評価に基づき、モニタリングされ、一貫したものであり、公衆衛生上の脅威に対応したものである必要があります。

UNWTO と WHO は、より良い、より回復力のある未来を築くために、現在の公衆衛生上の緊急事態の影響を受けているすべてのコミュニティや国とともに緊密に協力できる体制にあります。限度を超えた旅行の制限は、観光セクターへの悪影響を含む、国際交通への不必要な干渉を引き起こされる可能性があります。

このような有事の際して、UNWTO と WHO は国際社会に加わり、影響を受ける国と連帯します。

UNWTO ウェブサイト <https://www.unwto.org> WHO ウェブサイト: <https://www.who.int/>